

○国土交通省令第二十一号

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和四年三月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則(平成十三年国土交通省令第七十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(道路研究官)</p> <p>第四十五条 道路交通研究部に、道路研究官一人を置く。</p> <p>2 道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。</p> <p>一 道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること(道路防災研究官及び道路情報高度化研究官の所掌に属するものを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>(道路情報高度化研究官)</p> <p>第四十五条の三 道路交通研究部に、道路情報高度化研究官一人を置く。</p> <p>2 道路情報高度化研究官は、道路交通システムの高度化及び情報化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。</p> <p>(道路構造物機能復旧研究官)</p> <p>第四十九条の四 道路構造物機能復旧研究官一人を置く。</p> <p>2 道路構造物機能復旧研究官は、地震、津波等による災害又は老朽により不具合が発生した道路構造物の機能の復旧及び確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。</p> <p>(道路構造物研究部に置く室)</p> <p>第四十九条の五 (略)</p> <p>(橋梁研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の六 (略)</p> <p>(構造・基礎研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の七 (略)</p> <p>(道路基盤研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の八 (略)</p> <p>(道路地震防災研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の九 (略)</p> <p>(建築環境新技術研究官)</p> <p>第五十六条の二 住宅研究部に、建築環境新技術研究官一人を置く。</p> <p>2 建築環境新技術研究官は、住宅研究部の所掌事務のうち、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に係る新技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。</p> <p>(住宅性能研究官)</p> <p>第五十六条の三 (略)</p> <p>(住宅情報システム研究官)</p> <p>第五十六条の四 (略)</p>	<p>(道路研究官)</p> <p>第四十五条 道路交通研究部に、道路研究官一人を置く。</p> <p>2 道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。</p> <p>一 道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること(道路情報研究官及び道路防災研究官の所掌に属するものを除く。)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(道路構造物研究部に置く室)</p> <p>第四十九条の四 (略)</p> <p>(橋梁研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の五 (略)</p> <p>(構造・基礎研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の六 (略)</p> <p>(道路基盤研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の七 (略)</p> <p>(道路地震防災研究部の所掌事務)</p> <p>第四十九条の八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(住宅性能研究官)</p> <p>第五十六条の二 (略)</p> <p>(住宅情報システム研究官)</p> <p>第五十六条の三 (略)</p>